

## 出資団体監査

監査対象 ①公益財団法人静岡市スポーツ協会

②株式会社駿府楽市

監査期間 令和5年8月18日～令和6年1月9日

出資団体監査は、出資団体とその所管部局を対象に、設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか、経営成績及び財政状態は良好か、会計経理及び財産管理は適切かなどについて、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取を行いました。

監査の結果、3件の指摘と3件の指導を行いました。

また、6件の意見を付しました。

### ★主な指摘事項

#### ・決算公告の未実施について（株式会社駿府楽市）

会社法第440条によれば、株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならないとされており、また、駿府楽市の定款第4条によれば、当会社の公告は官報に掲載するとされていますが、決算公告を行っていませんでした。

## ●主な意見

### (公益財団法人静岡市スポーツ協会)

#### ・自主財源の確保について

所管部局作成資料の「課題調書」には、「本市からの指定管理料と補助金を主たる財政的な基盤としており、自主財源に乏しいため、経営状況が悪化している。」と記載されており、自主財源に乏しいことが改善の必要な課題として認識されています。

しかし、市、協会ともに、経営状況の改善に向けた取組としては、指定管理事業に関する内容が中心で、自主財源の確保についての認識が希薄であるように感じられました。

協会の収入に占める指定管理料の割合が大きいことから、経営改善の取組として指定管理事業が中心となることも一定程度理解できますが、自主財源に乏しいことが課題として認識されていることから、市と協会が連携し、設立・出資の趣旨を踏まえた経営改善に向け、自主財源の確保に取り組むことを期待します。

### (株式会社駿府楽市)

#### ・駿府匠宿と駿府楽市の連携について

市は、駿府楽市の出資者としての立場と、駿府匠宿の指定管理業務の発注者の立場を有しています。

以前は、駿府楽市が駿府匠宿の指定管理者であったことから、両施設の連携は駿府楽市主導で進めていくことも可能でした。しかし、現在は駿府匠宿の指定管理者は他の事業者となっていることから、両施設の連携に関しては、市の果たす役割が大きくなってきています。

基本的には、地場産業の振興を図るなど、共通の目的を有している駿府楽市と駿府匠宿の指定管理者とが主体となって、互いに連携・協力できる体制を構築していくべきものでありますが、地場製品の販売という点では競合する立場でもあることから、市も含めた三者が一丸となり、両施設の効果的な連携を図ることによって、地場産業の更なる振興に寄与することを期待します。